

各位



平成 24 年 11 月 6 日

中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関の認定取得について

株式会社 福邦銀行（頭取 東條 敬）は、このたび中小企業経営力強化支援法に基づく、経営革新等支援機関として認定を受けましたのでお知らせいたします。

中小企業経営力強化支援法とは、中小企業の経営課題に対し、財務および会計等の専門的知識を有する中小企業支援者、金融機関、税理士等が協力して解決に向けた支援事業を実施することにより、中小企業の経営力等を強化することを目的としております。

当行は、これまでも「地域密着の徹底による経営強化」を推進し、中小規模事業者のお客様に対する課題解決型提案の営業推進など経営改善支援等に取り組んでおります。

今後も引続き、専門性の高い支援体制を強化するとともに、外部支援機関と連携して、お客様に合った経営の的確なアドバイスや情報を提供するため、コンサルティング機能をより発揮できるよう努めてまいります。

記

1. 当行が取り組む支援業務

①創業・新事業の取組支援	⑧人材育成支援
②事業計画作成支援	⑨経営改善支援
③事業承継支援	⑩経営計画書策定支援
④M&A 支援	⑪経営進捗管理
⑤知財戦略販路開拓	⑫事業再生に向けた経営相談
⑥マーケティング戦略	⑬経営指導
⑦海外展開支援	

2. 支援業務受付窓口

住 所	福井市順化1丁目6番9号
受付窓口	福邦銀行 営業統括部 法人営業グループ (0776)25-5119 融資部 経営支援グループ (0776)25-5122

以上

※本件に関するお問い合わせ先 営業統括部（担当：畑中） Tel. (0776) 21-3630